| いのちと健康<br>ニュース<br><br>創刊号 | 1991・8・1<br>愛知働くもののいのちと健康を守るセンター<br>名古屋市中区平和二丁目２番３号<br>高齢者労働会館5F　052-323-3435 |
|---|---|

# 人間らしく生き働くことのできる

# 社会や職場をつくろう！

## 7/7「愛知健康センター」発足

５月２５日に、「いのちと健康を守るセンター準備会」を発足させて以来、事業計画案、構成案、運営案など検討をかさねてきました。　ここに７／７形原温泉「鈴岡」において、待望の結成総会が開かれ経過報告、加盟団体の確認、事業概要の承認、運営申し合わせと、幹事団体・事務局団体の承認など全会一致で決定され正式に「愛知健康センター」が発足致しました。

### 幹事団体の紹介

新聞労連、国労愛知県支部、自治労連、医労連、名高教、全損保、建設一般、名南労連、愛労連、あいち職場の健康問題研究会。

### 事務局団体の紹介

愛労連、あいち職場の健康問題研究会。

連絡先　　あいち職場の健康問題研究会　　０５２－３２３－３４３５
高齢者労働会館５Ｆ

《名南労連》　大同特殊鋼の過労死労災申請の現状と今後のとりくみなど交流

7月19日、「名古屋南部から在職死亡をなくし、健康と家庭を守る会」の主催で、「労災と企業補償を考える集い」を開き、大同特殊鋼の過労死労災申請の現状と今後のとりくみを交流しました。　今後「守る会」としては、四名の過労死の認定をかちとるための署名運動にとりくむ。被災者遺族の救済に対する企業責任を追及していくことを確認しました。　（山崎富紀雄・名南労連事務局長）

## 本社や主力工場門前で宣伝行動

7月12日、「大同特殊鋼から在職死をなくす会」は、過労死認定の立証に必要な資料を提出せよと早朝宣伝行動を行いました。名古屋市南区の星崎工場では、午前7時から「なくす会」の労働者が、出勤してくる労働者に元気いっぱい声をかけながらビラを配布し、ほとんどの人がビラを受け取っていきました。

《愛高教》　公務災害認定せよと7000名の要請署名を提出

7月22日、愛高教は地方公務員災害補償基金愛知支部へ、（4年前33才になる高校教師が夏休みの夏季合宿中に、倒れ死亡し遺族が公務災害として認定申請中）7000名の要請署名を提出しました。

《福祉保育労組》福祉施設の介助労働に労災認定を

福祉施設で働く女性指導員の河内麻利さんは、「けい肩腕障害」「腰背痛症」で休業されています。昨年12月、名古屋北労働基準監督署へ労災認定を求める申請書を提出しました。　「河内麻利さんの労災認定をすすめる会」は、すでに1万1000名の要請署名を労基署へ提出しています。

☎……事務局へ活動報告を御一報下さい。

健康案内 ☜ ぜひ読んで下さい。

# 過労死を防ぐ自己診断テスト

国立公衆衛生院の上畑鉄之丞先生の自己診断テスト表です。

A＝＝仕事上の危険信号

① 急に仕事も増え、責任も重くなっている。
② 残業などで一日10時間以上仕事をしている。
③ 深夜にかけての仕事が多く勤務時間も不規則。
④ しばらく休日が仕事でつぶれている。
⑤ 出張が多く、家でゆっくり眠れるのは週に１～２度以下。
⑥ 職場や仕事上の人間関係が極端に悪い。
⑦ 最近、仕事上の大きなミスやトラブルを起こした。

B＝＝生活上の危険信号

① たばこを一日30本以上吸う。
② 毎晩酒を飲み、ほとんどが付き合い酒。
③ 一日にコーヒーを四、五杯以上飲む習慣が一年以上続いている。
④ 食事の時間や回数が不規則。
⑤ 帰宅が夜10時を過ぎる日が続いている。
⑥ スポーツなどで汗を流していない。
⑦ 健康に自信があり、医者に二～三年かかったことがない。

C＝＝身体上の危険信号

① 高血圧、心臓病、糖尿病などの持病がある。
② 身体がだるく、根気がなくなった。
③ 体重が急激に増加あるいは減少している。
④ 酒がまずく、すぐ酔う。
⑤ 時々激しい頭痛や胸が締めつけられるような痛みがある。
⑥ 急に物忘れがひどくなった。
⑦ 急に年とったといわれる。

診断

A・B・C　すべてに○印が三つ以上あるか、全体で九つ以上あれば、かなり危険。すぐに健康診断を受けて下さい。

## 学習

ぜひ読んで下さい。

# 社会保障憲章とは

１９６１年１２月モスクワで行われた第五回世界労働組合大会で満場一致で採択された社会保障の指針です。

社会保障憲章の前文は、「社会保障は、労働者階級の基本的権利である。社会保障制度の実施は、労働者階級が多年にわたって、雇用主の搾取に反対しておこなってきた数えきれない統一闘争の成果である」といっています。

この憲章の草案は、世界労連に加盟しているといないとをとわず各国のさまざまな組合幹部で構成された国際労働組合社会保障行動委員会で起草されたものです。

この憲章の社会保障の原則の第三項は「社会保障は、その原因と理由にかかわりなく、病気、出産、身体障害、老齢、労働災害、職業病、家族手当、失業及び死亡などをふくむ一切の社会的責任と災厄に対して適用されなければならない」といっています。

## 投稿

ぜひ読んで下さい。

中日新聞『発言』欄に掲載された(7/27)投稿を紹介します。

岐阜県吉城郡・葡萄原房男様 73 才

## 過労死を防ぐ姿勢を大切に

このほど、愛知県下の35団体が過労死の防止を提唱して「働くものの命と健康を守るセンター」を結成した。

とかく過労死と言うと、死後の労災補償が話題となりがちであるが、この提唱は事前防止と言う前向きの運動であるだけに、その成果が期待される。

そこで、過労死を防ぐ第一の要件は、当人の仕事の選択にあることを忘れてはならない。‥‥中略‥‥ 一方、企業は過労死をもたらすような仕事の与え方をしないことと、普段の健康管理に万全を期すべきことこそ、まさしく社会的義務である。

ともかく、死後において労災補償があったことで事終われりとするような風潮は、この問題の抜本対策をあいまいにする恐れがある。‥‥後略‥‥ 以上